

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（平成24年11月9日京都市条例第25号）（消防局予防部）

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等に充電する設備をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理の基準の整備等を行うこととしました。

1 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準に関する事項

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する条例の制定に関する基準が整備されることに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を整備することとします。

2 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料に関する事項

浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準を新たに設けることとする危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る標準とすべき手数料の額が定められたことに伴い、当該審査に係る手数料の額を定めることとします。

上記1の措置は平成24年12月1日から、上記2の措置は11月9日から施行することとしました。

なお、上記1の措置の実施の際現に設置されている急速充電設備（この条例による改正後の京都市火災予防条例）又は現に設置の工事中である急速充電設備のうち、上記1の基準に適合しないものについては、なお従前の例によることとします。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年11月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第25号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「もの」の右に「及び次条第1項に規定する急速充電設備」を加え、「の各号」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 筐体(充電設備及びその付属機器を収納する容器をいう。)は、不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 床、壁、支柱等に堅固に固定すること。
- (3) 水の浸入を防止する措置を講じること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との接続部に電圧が加えられている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

- (9) 異常な高温とならない措置を講じること。
- (10) 異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講じること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講じること。
- (13) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

- (14) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (15) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

第13条第2項前段中「前条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第3項前段中「前条第1項第4号」を「第12条第1項第4号」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「前条第1項第10号」を「第12条第1項第10号」に改める。

別表第4(3)の項中「いう。）」の右に「及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち危険物規則第22条の2第1号八に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、

「

浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所	を	浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所及び浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所	に改める。
---------------------	---	---	-------

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成24年12月1日から施行する。ただし，別表第4の改正規定及び附則第3項の規定は，公布の日から施行する。

(急速充電設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている急速充電設備(この条例による改正後の京都市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。以下同じ。)又は現に設置の工事中である急速充電設備のうち，同条の規定に適合しないものについては，同条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

3 この条例の公布の日前の申請に係る手数料については，なお従前の例による。

(消防局予防部)